

政令第 号

航空法施行令及び航空法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十八条第一項及び第三百三十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（航空法施行令の一部改正）

第一条 航空法施行令（昭和二十七年政令第四百二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第八号までを二号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

七 衛星航法補助施設

（航空法関係手数料令の一部改正）

第二条 航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第五第一号中

DME（距離測定装置をいう。以下同じ。）

一万七千九百円

DME（距離測定装置をいう。以下同じ。）

一万七千九百円

を

に改

衛星航法補助施設

三万三千七百円

め、同表第二号中

DME		航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	六十六万八千百円
DME		その他の場合	十三万四千百円

を

衛星航法補助施設	DME	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	六十六万八千百円
		その他の場合	十三万四千百円
			七十四万七千八百円

に改め

、同表第二号中

DME	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	六十五万二千百円（電子検査申請の場合にあつては、六十五万七七百円）
その他の場合		十一万五千四百円（電子検査申請の場合にあつて

は、十一万五千元)

を

D M E	
航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	六十五万二千百円（電子検査申請の場合にあつては、六十五万七千七百円）
その他の場合	十一万五千四百円（電子検査申請の場合にあつては、十一万五千元）
衛星航法補助施設	十五万五千五百円

に改め、

同表第四号中

D M E	
航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	二十八万二百円（電子検査申請の場合にあつては、二十七万九千八百円）
その他の場合	十一万五千八百円（電子検査申請の場合にあつては、十一万五千五百円）

は、十一万五千四百円

を

衛星航法補助施設	DME	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	二十八万二百円（電子検査申請の場合にあつては、二十七万九千八百円）
	その他の場合		十一万五千八百円（電子検査申請の場合にあつては、十一万五千四百円）

に改め、同

表第五号中

DME	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	二十八万二百円（電子検査申請の場合にあつては、二十七万九千八百円）
その他の場合		十一万五千八百円（電子検査申請の場合にあつて

を

は、十一万五千四百円

衛星航法補助施設	DME	
	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	二十八万二百円（電子検査申請の場合にあつては、二十七万九千八百円）
	その他の場合	十一万五千八百円（電子検査申請の場合にあつては、十一万五千四百円）
		十四万七千円

に改める。

附 則

この政令は、平成二十五年五月十日から施行する。

理由

衛星航法補助施設について、国土交通大臣の許可を要する航空保安施設として定めるとともに、その設置の許可の申請等に係る手数料の額を定める必要があるからである。